

NAHANAVI 修学旅行 広告掲載のご案内

認知度
向上!

効果的
販促
ツール!

修学旅行生へのPRに
NAHANAVI **修学旅行版**をご活用ください。

昨今のコロナ禍においても **約60校、**
1万人の生徒を対象に全国配布!!

料金のご案内 << 1枚 6cm×6cm (1回あたり) >>

非会員	会員	会員(通年) 8月・2月号両方お申込み
85,000 円	55,000 円	45,000 円

ワクチン接種が始まった中、
アフターコロナに向け
誘客準備をしませんか?

【例】会員様 通年お申込みの場合...

通年申し込みが **20,000円お得!**

@55,000 × 2回 = ~~110,000~~ ⇒ **90,000** (1回あたり **45,000** 円)

ここが
ポイント!!

- ☑ 店舗や商品の認知度向上に効果的!
- ☑ 発行の約9割を修学旅行生、旅行社へ全国配布!
- ☑ 年間約30万部の配布実績! 有効的な販促ツール!

仕様

- ・全4ページ/コート紙/両面フルカラー
- ・年2回発行(発行月:2月・8月)
- ・発行部数 5万部/1回の発行部数(年間Total 10万部)
- ・広告枠1枚 6cm×6cm
- ※最大12枚(1/2P)まで掲載可



申込における注意点

- ・今年度のNAHANAVI製作部数につきましては、新型コロナウイルスの影響により、製作費の捻出が大変厳しい状況となり、従来の発行部数から縮小し、制作を行う運びとなりました。これに伴い、広告掲載料につきましては減額させて頂いております。何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。
- ・事前に年間の希望号の予約申し込みができ、申し込みは先着順となります。枠が埋まった場合は申し訳ございません。
- ・追加申込については、発行月の前々月の第1金曜17:00までです。
- ・前月号の広告料が未納の場合は、次号の掲載をお断りする場合があります。
- ・別紙「NAHANAVI広告掲出にあたっての注意事項」をご確認頂き、ご同意の上でお申込みください。
- ・本案内は、会員特典である「NAHA-NAVI会員リスト部分」の掲載とは別ですので、お間違えのないようお願いいたします。



修学旅行生の行動パターンを踏まえた充実したMAP



広告取材及び校正委託先

丸正印刷株式会社
☎ 098-835-8181

広告に関するお問い合わせ先

一般社団法人 那覇市観光協会
☎ 098-862-1442
FAX 098-880-6893

NAHANAVI2021年度号(令和3年4月～) 有料広告申し込み書

平素よりお世話になっております。2021年度につきましても「NAHANAVI」を発行することになりました。つきましては、広告案内詳細及び注意事項をご確認いただき、各号ご希望の枠数及び料金を申込書にご記入いただき、当協会へFAXにてお申込みください。
※申し込みは先着順となります。締切日に限らず枠が埋まった場合は、受付を終了させていただきます。

一般社団法人 那覇市観光協会

一般社団法人 那覇市観光協会 行

申込日 2021年 月 日

【FAX】098-880-6893

■ 会社名 :

■ 担当者名 :

■ TEL : () FAX : ()

■ e-mail :

■ 掲載店舗名 :

■ 住所 :

■ TEL : () FAX : ()

■ 書類当送付先住所 :

■ 業種 :

	枠数	料金
2021年 8月号	枠	円
2022年 2月号	枠	円

(会員)記入例

通年の場合

	枠数	料金
2021年 8月号	1 枠	45,000 円
2022年 2月号	1 枠	45,000 円

単号の場合

	枠数	料金
2021年 8月号	1 枠	55,000 円
2022年 2月号	枠	円

※広告掲載場所は当協会に一任とさせていただきます。予めご了承ください。

※申し込みは先着順となります。枠が埋まった場合はご了承ください。

※過去掲載号の広告料金が未納の場合は、次号の掲載をお断りする場合があります。

※本案内及び別紙注意事項をご確認の上、お申込み頂きますようお願いいたします。

NAHANAVI 広告出稿にあたっての注意事項

1. 掲載基準

掲載する広告については、観光協会の広報としての品位及びイメージを損なわないもの、並びに会員間に、また観光客に不利益を与えないものとし、社会通念上に基づき掲載の可否を決定します。次の各号に該当するものは掲載しないものとします。

- (1) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
- (2) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
- (4) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 人権を害するおそれのあるもの
- (7) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (8) その他観光協会が広告掲載として適当でないと認めるもの

2. 観光協会は、必要があると認めるときは、申込者に対し、広告の修正を求めることがあります。

3. 広告料金

観光協会に指定された期日までに、観光協会の発行する請求書に従って広告料金を納入してください。

既納の広告料金は、原則として返還しません。

4. 広告の掲載位置

広告の掲載位置は、観光協会が決定します。

5. 広告原稿の作成・提出

広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、観光協会が指定した期日までに提出するものとします。

6. 広告主当の責任等

- (1) 広告の内容に関する責任は、広告主等が負うものとします。
- (2) 観光協会会員が広告主となる場合は、会費を完納していることとする。完納していない場合、広告を掲載できない場合があります。

7. 掲載の取消し

- (1) 広告主又は広告内容が、この注意事項に反することがあった場合は、協会は広告掲載の決定を取消すことがあります。
- (2) 広告主からの申し込み後のキャンセルにつきましては、当該号発行月の前々月(第一金曜17:00)までに那覇市観光協会までご連絡ください。
※以降のキャンセルの申し出については紙面校正スケジュール上、お受けいたしかねますのであらかじめご了承くださいませようお願い致します。

8. 免責事項

広告の掲載による責任は、広告主が負うものとし、直接的又は間接的に生じるいかなる損害についても、観光協会は賠償する責めを負いません。